

法的解釈を持つ *There* 存在文について

On *There* Existential Sentences with Modal Meaning

阿戸 昌彦

英語の *there* 存在文には、動名詞が主語となり、法的な解釈を持つものがある。

(1) *There's no mistaking that voice.*

=*One could not mistake that voice.*

この「法的 *there* 構文」の動名詞は、動詞の特徴を示し、かつ、決定詞 *no* をもたねばならない。また、*no* は動名詞内を作用域とする。

従来、動名詞の主語 PRO と決定詞の共起を構造的に示せなかった。この問題は Chomsky (1995) の素性照合の面から考えれば解決する。

動名詞が虚辞 *there* の associate になれるのは、小節が可能になったのと同様に、名詞句が associate の時に表現できない意味を表せるようにする力が働いたためである。法的 *there* 構文に生起する動名詞の特徴は、この表現力の拡大が要請した特徴のみを持つ動名詞を許したためである。この拡大が名詞句から動名詞に限られる特別なものではなく、小節へと拡大した場合もある。ただ、小節への拡大がモノを中心に、動名詞への拡大が行為を中心に行っている点のみが異なるのである。また、法的解釈は PRO の総称性と *no* の作用域、さらに *there* 構文に生じていることから可能になったと考える。

キーワード： *there* 存在文, 動名詞, 法的解釈, 表現力の拡大

0. はじめに

いわゆる *there* 存在文において、*there be* に後続する要素として、名詞句 (DP) のほかに、小節 (Small Clause) があることはよく知られている。どちらも、虚辞 *there* の associate として DP が生起している点では共通している。

- (1) There are [_{DP} many apples].
(2) a. There are [_{sc} dogs barking].
b. There was [_{sc} a man drunk].
c. There was [_{sc} a woman being kissed].

ところが、英語には、(3)のように、動名詞が *there* 存在文の主語として生起する場合がある。このとき、*there* 存在文は、(4)に示されるような法的な解釈を持つ。

- (3) a. There's no mistaking that voice.
b. There was no lighting fireworks that day.

(Quirk et al (1985 : 1067))

- c. There's no telling which of them will win.

(Declerk (1991 : 502))

- (4) a. One could not mistake that voice.
b. One could not light fireworks that day.
c. One cannot tell which of them will win.

虚辞 *there* の associate として、DP ではなく、動名詞が生ずることを、動名詞が外的に名詞的な振る舞いをするもの一つとして簡単に考えてよいのであろうか。意味の面から考えたとき、DP が associate として具現している(1)(2)の場合には法的な解釈がなく、(3)の動名詞の時だけ法的な意味があることを考えると、何かしら特異な構文ではないか、という疑問が生ずる。(3)のような *there* 存在文を、便宜上、「法的 *there* 構文」と呼ぶことにする。

法的 *there* 構文は、動名詞の内部構造を考える上でも、しばしば、問題とされてきた (Shachter (1976), Jackendoff (1977), Abney (1987) 等参照)。以下、法的 *there* 構文に生起している動名詞の構造を Chomsky

(1995)、Chomsky and Lasnik (1991) に基づいて考察する。さらに、法的 *there* 構文が、*there* 存在文から派生的に生じた構文であることを考察する。

1. 法的 *there* 構文の構造

1. 1. 法的 *there* 構文の構造的特徴

先に見たように、虚辞 *there* の associate として DP が現れているときには、法的な解釈がない。このことは、動名詞を持つ(5)と派生名詞を持つ(6)の対比からも明らかである。(5)では「疑うことはできない」「否定できない」という法的な意味になるのに対して、associate が (*no* を伴っていても) 動名詞でない(6)では「疑い」「否定」が存在しないことが意味されるにすぎない。¹

- (5) a. There is no doubting that the government made a big mistake.
b. There was no denying that John had looked very exhausted.
- (6) a. There is no doubt that the government made a big mistake.
b. There was no denial that John had looked very exhausted.

虚辞 *there* の associate が動名詞というだけでも法的な解釈をもたない。法的 *there* 構文となるには、動名詞が *no* に導かれていなければならない。² 例えば、*no* がなく、肯定の動名詞が現れている(7)は、法的解釈を持つ文としては容認されない。また、(8)のように、*no* の代わりとなる否定要素があっても法的には解釈されない。

- (7) a. *There was (some) mistaking that scream.
b. *There is (some) tarrying here.
c. *There is (some) denying it.

(Kjellmer (1980 : 52))

- (8) a. *There was not mistaking that scream.
- b. *There was never mistaking that scream.
- c. *There was seldom mistaking that scream.
- d. *There was hardly mistaking that scream.

(Kjellmer (1980 : 53))

動名詞が *no* を含むからといって、必ずしも法的な解釈を持つとは限らない。³ (9)のように、*there* 構文の *associate* ではない位置に生起している場合は法的解釈を持たない。

- (9) a. No giving lumpy cigarettes to freshman will be tolerated.

(Ross (1973 : 167))

- b. No looking at feelthy rugs will be allowed.

(Ross (1973 : 171))

また、*there* 構文の *associate* の位置にあっても、それが小節の主語として生起している場合にも法的解釈はない。

- (10) a. There is no dyeing or waxing or gassing needed.

(Brown Corpus E02-1400)

- b. ??There was no escaping from the jail succeeded.

さらに、虚辞 *there* の *associate* として *no* に導かれた (動詞的な) 動名詞が生起しても、主節に法助動詞があるときには、その法助動詞の意味しか生じない。次の例を見てみよう。

- (11) a. There must be no standing beyond the yellow line.

(Quirk et al (1985 : 1067))

- b. There could be no doubting that John would win the race.
- c. There should be no visiting your sister this week.

確かに、これらの例はいずれも、文全体としては、法的な解釈がなされている。しかし、それは法助動詞によるものであって、二重に法的な解釈が加わるわけではない。⁴

以上のことから、法的 *there* 構文は、*no* に導かれた動名詞が、単独で虚辞 *there* の associate として生じた文で、主節に法助動詞を持つことなく法的解釈を持つものといえる。また、法的解釈をされていない場合には、*no* の作用域が動名詞内ではなく、文全体であることに注意が必要である。

しかし、まだ、動名詞の性格が明らかではない。動名詞にはより名詞的なものから、節の構造を持つものまで様々である (Ross (1973), Cowper (1995) 等参照)。法的 *there* 構文に現れている動名詞ほどのようなものなのであろうか。

Kjellmer (1980) は、法的 *there* 構文に生じている動名詞は動詞的動名詞の性質が強いことを観察している。そのいくつかをみてみよう。

動詞的動名詞の特徴の1つとして、前置詞 *of* 無しに目的語をとることができるということがある。Kjellmer は、(12) a のような動詞的動名詞では法的解釈が普通であり、(12) b のような名詞的動名詞では法的でない解釈になるという。⁵

(12) a. There is no shooting birds on the moor today.

b. There is no shooting of birds on the moor today.

(Kjellemr (1980 : 55))⁶

また、節補部をとれることも動詞的動名詞の特徴であるが、そのときも、法的解釈しかないと述べている。

- (13) There is no knowing where we shall meet again.

動詞的動名詞には受動態の助動詞 *be* が生起可能であるが、法的 *there* 構文でも受動態の助動詞 *be* が可能である。

- (14) There she couldn't bear being read to any longer.

(Jespersen (1949 : 115))

- (15) There is no being shot at without a little risk. (p56)

法的でない場合は名詞的動名詞と同様に複数形にもなりうるが、法的 *there* 構文に生起する動名詞はなり得ない。

- (16) a. There are no breathings. (p55)

b. *There are no trustings appearances. (p56)

c. *There are no tellings what he'll do. (p56)

名詞的動名詞は形容詞による修飾が可能である。しかし、形容詞による修飾が許される時は法的でない解釈にしかない。

- (17) There is no further training. (p56)

最後に、Abney (1987 : 185) が述べるように、法的 *there* 構文に PRO があることを示す例を挙げておく。

- (18) a. There is no understanding each other.⁷

b. There is no blaming yourselves.

再帰形が生じていることから、その先行詞が PRO として生起しているこ

とがうかがえる。

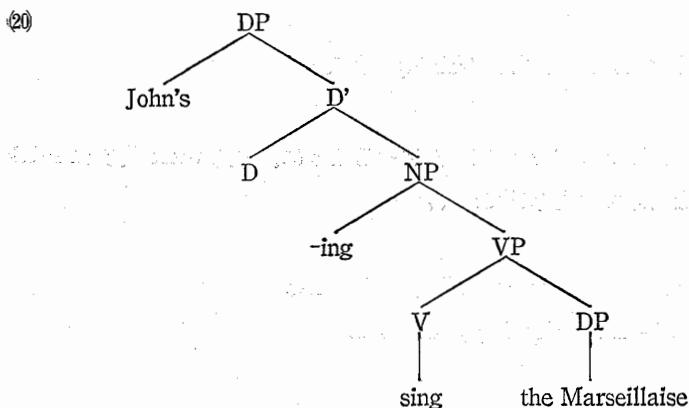
以上のことから、法的 *there* 構文の動名詞は決定詞 *no* を伴った、動詞的な動名詞で、その主語として *PRO* を持つものと考えてよさそうである。

1. 2. 動名詞の構造

本節では、前節での観察をもとに、Chomsky (1995) と Chomsky and Lasnik (1991) における素性照合の点から、法的 *there* 構文の動名詞の構造を考察する。(19)のような法的 *there* 構文の動名詞の構造を考えてみよう。

(19) There is no kicking the ball.

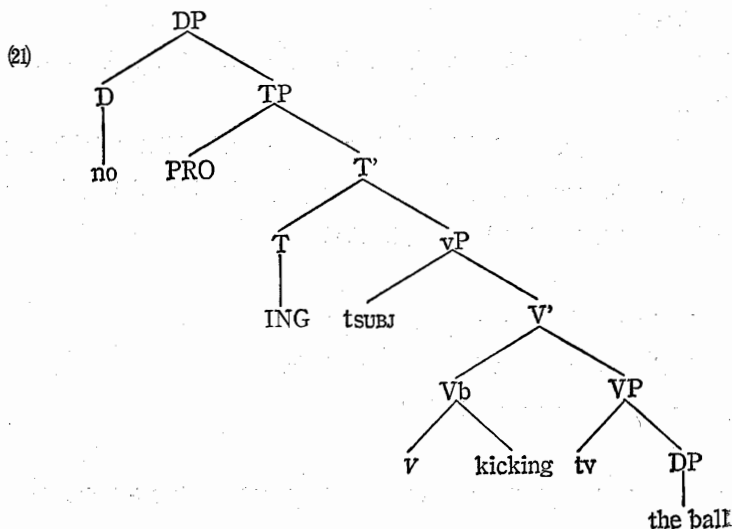
従来の分析では、決定詞 *no* と *PRO* が共起することが問題とされてきた。例えば、Abney (1987: 223) は、決定詞付きの動詞的動名詞 (POSS-ing) の構造として(20)を提案している。しかしながら、この構造では、Abney 自身が述べているように、*D* に *no* を入れてしまうと、*PRO* subject の生起する位置が無くなってしまいう問題がある。



そこで、Chomsky (1995) に従って、新しい構造を考えてみる。まず、動詞的動名詞であることから、目的語の格素性が照合できる構造が必要である。Chomsky (1995) は、英語では、目的語 ([_{DP} the ball]) の素性照合を、LF における T (ense) への形式素性 (FF (OBJ)) の付加により、やはり LF で T に付加する Verbal Complex [_{v_b} v-kicking] (v は light verb) との間でなされると提案している。⁸ また、Chomsky and Lasnik (1991) に従い、PRO は ING を主要部とする T の指定部に overt syntax で移動し、その null Case が照合されるとする。⁹ とすれば、法的 *there* 構文の動名詞は、SPELL-OUT の時点では(2)の構造をしていると考えられる。

D の補部に TP が生ずることについては、T の主要部である ING の素性として、LF において、D と照合されるものがあると仮定すればよい。また、ING を主要部とする T と *there* の間で範疇素性 [D] の照合があると考えられる。

ここで、注目すべきは Abney の構造では説明できていなかった PRO と決定詞の共起が自然に説明できるということである。



以上、Chomsky (1995) に従った構造を考えれば、法的 *there* 構文の動名詞の構造を記述することができることを示した。

2. 法的 *there* 構文の特異性の説明

前節では、法的 *there* 構文に生起している動名詞の構造がどのようなものかを記述した。しかし、構造を記述する際に利用した事実が、説明されるべき事実としてクローズアップされてくる。本節では、そのような特徴に英語の発達（あるいは、子どもの英語の習得）の中間段階を考慮に入れた説明を試みる。

まず、法的 *there* 構文の動名詞に見られる特性をもう一度挙げておこう。ひとつは、*no* 付きの動名詞でなくてはならないことである。その *no* の作用域は動名詞内だけにとどまっていて、肯定の意味での法的な解釈はないことである。次に、法的 *there* 構文の動名詞は動詞的動名詞と考えられる点である (cf. (7), (12)–(17))。そして、これらの特性がそれぞれ説明されねばならない。

これらの問題を解決する上で、関係がありそうな2つの事実をみることにしよう。

Bolinger (1977) は、*no* を含む名詞句は、その名詞句が「モノ (object)」ではなく、「コト (event)」を表す場合、*no* の作用域がその名詞句内だけの狭い作用域になりうることを指摘している。

- (22) a. I will accept no reprisals.
- b. I will accept there being no reprisals.
- c. I won't accept any reprisals.

(22) a は、*reprisals* (報復) についての *no* の作用域が DP 内にとどまった (22) b の解釈と、(22) c のように文全体を作用域とする解釈が可能である。

興味深いことに、同じ DP が *there* 存在文に生起したとき、*no* の作用域を文全体とする解釈しかないのである。

(23) *There would be no reprisals.*

すなわち、(23)は「報復行為がない」という解釈しかなく、「報復がない状況がある」とは解釈されないのである。¹⁰

第二に、*there* 存在文において、*there be* に後続する要素に、名詞句 (DP) が生じて「モノ」を示す場合と、小節 (Small Clause) が生じて、ある「状況 (situation)」「出来事 (event)」の存在が示される場合がある点である (Lumsden (1988)、小川 (1991) 等参照)。

(24) a. *There are* [_{DP} many books].

b. *There was* [_{sc} a girl crying].

c. *There were* [_{sc} many politicians arrested].

(24) a が「本」というモノの存在を意味するのに対し、(24) b, c では「少女が泣いている状況」「政治家が逮捕される出来事」が存在したと解釈することが可能である。この事実は、次のように捉え直すことができよう。

英語の歴史上のある段階、あるいは、子どもの言語習得上のある段階では、*there* 存在文は単なる名詞句しか *associate* として取りえず、その時には「モノ」の存在しか表現できず、「状況」を表すことができないとしよう。そのとき、その欠如した「状況」という意味を表せるように、英語の表現力を拡大しようとする力が働く。その結果、小節というより節に近い表現形式が獲得されるのである。

ここで注意しておきたいのは、*there* 存在文に生起している小節は、いくら「状況」の存在を表すといっても、基本的には、Milserk (1974) が主張するように、「モノ」の存在が中心であるということである。

ここで思い出されるのは、動名詞が「行為 (action)」を含意した名詞的表現であることである。Quirk et al (1985 : 1064) によれば、次の例の動詞的動名詞は、(a)「事実 (fact)」と(b)「行為 (action)」を意味しているという。

- (20) a. Your driving a car to New York in your condition disturbs me greatly.
b. Your driving a car to New York took longer than I expected.

また、名詞的動名詞は「行為」も含意しているという。(20)では、Brown氏が娘を描いている「事実」を見ることではなく、描いている「行為」を見ることが意味されるのである。

- (20) Brown's deft painting of his daughter is delight to watch.

このとき、Quirk et al のいう「事実」を「出来事」「状況」と同義とみなすことが可能であると思われる。とすると、英語の動名詞の歴史が名詞的のものから、動詞的に発達したという事実から考えると、動名詞は「行為」という意味を中心に「出来事」「状況」という意味を獲得していったと思われる。

この観点から、第一の事実を捉えなおしてみよう。「出来事」を表す名詞句が *no* を伴って *there* 存在文に生起したとき、他の環境では許される解釈、すなわち、否定が名詞句内だけにとどまる解釈をもてない段階があるとす。このとき、*there* 存在文が、発達のある時点で (あるいは、子どもが習得していくある段階で)、小節という表現形式を取り入れることにより、「モノ」の存在を基本に置いた「状況」への表現力の拡大をしたのと同様に、動名詞による「行為」を基本とした「状況」への表現力の拡大が可能であると考えられる。小節による「状況」への表現力の拡大は「モ

ノ」の存在を基本にしたものであるため、ここで欠如している解釈（ある「行為」がないという「状況」）には適用されないと考えられる。

ところが、名詞的動名詞は「行為」を表わしても「出来事」を表さない以上、*no* に導かれていても、「状況」「出来事」を表すことができない。

(27) a. There is no cleaning of the room today.

b. There was no helping of friends.

「出来事」を含意する名詞句の時 (cf. (23)) と同様に、(27) の名詞的動名詞は「行為」が無いことを示すだけである。つまり、否定辞の作用域が文全体になってしまうのである。前節で触れたとおり、法的 *there* 構文では動名詞に付いた *no* の作用域は、動名詞内にとどまっていなくてはならない。このことは *there* 存在文に名詞的動名詞が生起できるようになることでは、満たされていない。つまり、表現力の拡大になっていないことになり、それ故、名詞的動名詞では法的 *there* 構文にはなれないのである。

名詞的動名詞が虚辞 *there* の associate として可能になっても、表現力の拡大にならないため、さらに、動詞的動名詞を生起させるようになる。先に観たように、動詞的動名詞は「状況、出来事」を表現できる、より節に近い構造である。「モノ」を意味する名詞句ほど *no* が広い作用域をとるとすれば、逆に、「状況」を意味する節に近い構造ほど、否定要素の作用域が狭くなるということである。忘れてはいけないのは、「ある行為がない状況」を意味できるようにするための力が働いていることである。したがって、動詞的動名詞が生起できるようになったのは、否定要素を動名詞内にとどめた場合からであったと考えられる。

以上のように考えれば、*there* 存在文に動詞的動名詞が生起できるようになったのは、表現力の拡大の力が働いた結果だといえよう。また、動詞的動名詞の場合だけ、*no* が狭い作用域を持って *there* 存在文に生起することも説明されると思われる。

ところが、大きな問題が残っている。なぜ、*no* が狭い作用域を持つときだけ法的な解釈となるのか、という問題である。一つの案として考えられるのは、PRO の解釈との関わりである。法的 *there* 構文の動名詞には PRO が生起するが、そのコントローラが文中には存在しない。コントロールされていない PRO が総称的な (generic) 解釈を受けることはよく知られている。このことと、*no* の作用域との関わりから意味を考えると、この動名詞は、「すべての人がある行為をしないこと」を意味する。There 存在文により、その「状況」を相手に提示する時には、話者は聞き手が「ある行為をしない状況にいる」ことを伝えることになる。そのあたりから、法的な意味が生まれるのではないだろうか。

3. おわりに

本稿では、まず、法的な解釈を持つ *there* 存在文における動名詞の構造を記述した。名詞句しか生起し得なかった虚辞 *there* の associate の位置に、表現力の拡大による力を受けて小節や動名詞が生起できるようになったとした。動名詞への拡大は「出来事」を表す名詞句が *no* を伴ったときの意味の欠如がきっかけであったために、派生的に生起できるようになった動詞的動名詞も否定の時だけに限られるのである。

しかしながら、本稿の分析は、まだまだ不十分で、もっとも重大な「法的解釈」の成立については未解決のままである。また、さらに多くの資料にあたって、表現力の拡大が必要とされた環境、条件について検討して見る必要がある。特にこの構文が使われだした16世紀ごろの資料と子どもが英語を習得する際にどのような動詞でこの構文を使い始めるのかを比較してみなくてはならない。この考察を今後の研究の第一歩としたい。

* 本稿は1995年11月25日、上智大学における東京英語学談話会11月例会での口頭発表の一部を加筆、修正したものである。その際、太田朗先生を

はじめ多くの方々には有益なコメントをいただいた。また、容認度の判断に Lisa Vogt 女史、Heather Sutherland 女史のご協力をいただいた。ここに記して感謝したい。

注

- 1 Quirk et al (1985 : 1067) や Kjellmer (1980 : 48) は(i)の *writing* は、動名詞として(a)法的解釈をもつ場合、(b)持たない場合の他に、(c)派生名詞としての3通りに多義であることを指摘している。

(i) *There's no writing on the blackboard today.*

a. *We can't write on the blackboard today (because we have no chalk).*

b. *We're not going to write on the blackboard today (because there's going to be exam).*

c. *There's nothing written on the blackboard today.*

(Quirk et al 1985 : 1067)

- 2 Quirk et al (1985 : 1067) は(i)のような例も挙げている。

(i) *There isn't any telling what they will do.*

=*One could not tell what they will do.*

これは *no* と *not any* が同義になることの一例と思われるが、以下で、本稿がとる分析では扱いきれず、問題として残ってしまう。

- 3 標識や広告で *no-ing* 形が単独で使われて法的意味を表すが、ここでは考慮しないこととする。

(i) a. NO SMOKING

b. NO PARKING

- 4 (i) b, c と (i) a, b の意味の違いに注意されたい。

(i) a. *There is no doubting that John would win the race.*

b. *There is no visiting your sister this week.*

(i) は「疑う行為」「訪問する行為」の存在についての話者の判断であるのに対し、

(i) は「疑えないこと」「訪問できないこと」を示している。

- 5 彼は名詞的動名詞であるときには、よほどの文脈の助けがないと、法的に解釈されることがないとしている。

- 6 以下、出典がページ番号だけで示されているときは、Kjellmer (1980) からの引用である。

- 7 母国語話者によると、(i) a は、文法的には問題はないが、まず使うことはない文である。また、(i) a は(i)のように *of* を入れたほうがよいとの判断も得られた。

(i) *There is no understanding of each other.*

8. 素性照合について、詳しくは Chomsky (1995) 参照のこと。
9. Chomsky and Lasnik (1991: 81) では、INFL (T と AGR) の head として ING を導入しているが、本稿では、Chomsky (1995) にしたがって、AGR のない構造を仮定する。また、動名詞は V-ing の形で導入されるのであって、ING が接辞そのものではなく、ある種の素性であることに注意されたい。
- 10 母国語話者には、文脈さえ整えば、「報復無しがある」という解釈もあり得るという人もいる。

引用文献

- Abney, Steven (1987) *The English Noun Phrase in its Sentential Aspect*,
Doctoral Dissertation, MIT, Cambridge, Mass.
- Bolinger, Dwight L. (1977) *Meaning and Form*, Longman, London.
- Chomsky, Noam (1995) "Categories and Transformations," *The Minimalist Program*, 219-394, MIT Press, Cambridge, Mass.
- Chomsky, Noam and Howard Lasnik (1991) "The Principles and Parameters Theory," *Ms.*, MIT.
- Cowper, Elizabeth A. (1995) "English Participle Constructions," *Canadian Journal of Linguistics* 40, 1-38.
- Declerck, Renaat (1991) *A Comprehensive Descriptive Grammar of English*,
Kaitakusha, Tokyo.
- Jackendoff, Ray (1977) *X̄ Syntax: A Study of Phrase Structure*. The MIT
Press, Cambridge, Mass.
- Jespersen, Otto (1949) *A Modern English Grammar on Historical Principles*,
Part V, Allen and Unwin, London.
- Kjellmer, Göran (1980) "'There Is No Hiding You in the House': On a Modal
Use of the English Gerund," *English Studies: A Journal of English Language
and Literature* 61, 47-60.
- Lumsden, Michael (1988) *Existential Sentences: Their Structure and Meaning*,
Groom Helm, London.
- Milserk, Gray (1974) *Existential Sentences in English*. Doctoral Dissertation,
MIT, Cambridge, Mass.
- 小川明 (1991) 「There 存在文についての一考察」『現代英語学の諸相—宇賀治正
朋博士還暦記念論集』377-386, 開拓社, 東京。
- Quirk, Randolph, Sidney Greenbaum, Geoffrey Leech and Jan Svartvik (1985)
A Comprehensive Grammar of the English Language, Longman, London.
- Ross, John R. (1973) "Nouniness," *Three Dimensions of Linguistic Theory*,

法的解釈を持つ *There* 存在文について

ed. by Osamu Fujimura, 137-257, TEC Company, Tokyo.

Schachter, Paul (1976) "A Nontransformational Account of Gerundive Nominals in English," *Linguistic Inquiry* 7, 205-241.